

# いの町行政改革大綱

## いの町行政財政集中改革プラン

いの町行政改革大綱及びいの町行政財政集中改革プランを策定しましたので、次のとおり公表します。

### いの町

### 行政改革大綱

### はじめに

いの町は、平成16年10月1日に吾川郡伊野町、吾川郡吾北村、土佐郡本川村の3町村が合併し誕生しましたが、最大の行政改革といわれている町村合併を経て、なお、厳しい財政状況が続いており、一層の行政改革が求められている状況です。

このため、合併前3町村の行政改革大綱を基にして、新たな課題等への対応策も含めた見直しをいの町行政改革推進委員会に諮問し、平成18年3月に同委員会の答申を受けて、新たな大綱を策定しました。

### I 基本方針

- (1) 住民福祉の向上を念頭に置いた行政改革の推進
- (2) 効率的な行政組織の構築

### II 行政改革推進期間

平成17年度～平成21年度

### III 行政改革の主要項目

#### 1 事務事業の見直し

#### (1) 事務事業の整理合理化

#### ① 施策の重点化

施策・事業の選択を行い、重点的な財源配分による効率的な行政運営を推進する。

#### ② 事業の進行管理の徹底と計画行政の推進

振興計画及び実施計画に基づく計画行政を推進する。

#### ③ 事業評価制度導入の検討

施策・事業の効率化と改

善を図るため、事業評価制度の導入を検討する。

#### (2) 民間委託等の検討と推進

- ① 定型業務の民間委託業務のアウトソーシングを検討する。
- ② 施設の民間委託（指定管理者制度の活用を含む）

施設の運営経費やサービスの質等について、民間が実施する場合と比較し、民間が優れているものについては委託等を検討する。

#### ③ 学校給食の民間委託

給食センター建設後に、現在自校方式の学校給食についても委託等を検討する。

#### (3) 補助金等の整理合理化

補助による行政効果を見定め、適正な補助制度となるよう整理合理化を進める。

#### (4) 地方公営企業等の経営健全化

事務事業の効率化や定員及び給与の適正化など、経営の健全化を進める。

また、町が公営企業として直接経営していく必要性について検討する。

#### (5) 第三セクター、地方公社等の抜本的な見直し

団体等の設置目的やサービス提供主体としての必要性等を考慮し見直しを行う。

#### 2 組織、機構の見直し

- (1) 簡素で効率的な組織・機構の構築

合併以前の事務執行体制が残っているが、その是非も含めて効率的な組織となるよう見直しをする。

#### (2) 各出張所の廃止

川内出張所、八田出張所、枝川出張所の存続の必要性を検討する。

#### (3) 幼稚園、保育園のあり方

（幼保一元化を含む）の検討  
幼稚園、保育園の統廃合或いは一元化については、子育て支援の観点から利用者の利便性等に配慮しながら、その是非を検討していく。

#### 3 定数及び給与に関する事項

#### (1) 定員管理の適正化

合併後10年で1割の職員減を達成するという既定方針はあるが、業務委託等の推進により、さらなる職員減に取り組む。

#### (2) 給与の適正化

① 不適切な給与制度・運用の

是正

勤務評定を導入し、勤務成績に応じた給与となるよう改善していく。

#### ② 特殊勤務手当の抜本の見直し

全ての特殊勤務手当について、その特殊性の有無を検討し、特殊性が無いか低いものに関しては廃止を含め順次見直しを実施する。

#### 4 人材の育成と確保

#### (1) 人材育成の推進

職員の成長段階に応じた効果的な研修を実施することにより職員の資質の向上を図る。また、法令に基づく町政が執行されるように、職員の意識改革を促していく。

#### (2) 多様な人材の確保

多様な住民ニーズへの迅速な対応や地域固有の課題への対応など、幅広い知識と高い専門性を持った職員の育成が急務であり、人事制度と研修制度の連携により多様な人材の確保に努める。

#### 5 行政の情報化等行政サービスの向上

(1) 窓口等における対応の改善